

様式第二十(第八十一条関係)(裏面)

調査手数料振込金受取書(写)貼付欄(この点線の枠内に糊付けしてください。)

(留意事項)

- 1 市中銀行等の窓口に備え付けの振込用紙の場合、金融機関により振込金受取書、領収証書、領収済通知書等名称が異なる場合がありますが、正規の領収書となるものなら何れでも使用できます。
- 2 各金融機関に設置されている自動振込機の領収書も使用できます。
- 3 原本は不要です。コピーした写しを、はがれないよう点線の枠内に糊付けしてください。
- 4 調査申請書の「調査手数料の金額」(この用紙の表の金額)と、この欄に糊付けする調査手数料振込金受取書(写)の金額が一致していることを必ず確認してください。
- 5 市中銀行に備え付けられた用紙が点線の枠より大きな場合、枠外にはみ出してもかまいませんが、この用紙(A4)の範囲内に糊付けしてください。